

令和 3 年 第 5 回

京田辺市教育委員会臨時会

令和 3 年 1 月 27 日 (月)

## 令和3年第5回教育委員会臨時会会議録

### 1 日時・場所

令和3年12月27日（月）午後1時30分

京田辺市保健センター第1保健指導室

### 2 出席委員

教育長	山岡 弘高
委員（教育長職務代理者）	西村 和巳
委員	藤原 孝章
委員	上村 真代
委員	伊東 明子

### 3 出席職員 職・氏名

教育部長	藤本 伸一
教育指導監	中井 達
教育部副部長	鈴木 一之
教育総務室担当課長	北尾 卓也
学校教育課長	藤井 勝久
事務局 教育総務室担当課長補佐	吉岡 正泰

（兼務職記載省略）

### 4 日程

1 開会宣言	
2 日程第1 議案第44号	京田辺市いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について
3 日程第2 議案第45号	京田辺市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について
4 日程第3 議案第46号	京田辺市立小学校及び中学校ハラスメントの防止に関する要綱の一部改正について
5 閉会宣言	

### 1 開会宣言

**教育長** 令和3年第5回京田辺市教育委員会臨時会を開会いたします。なお、出席数は5名で、定足数を満たしております。

### 2 議事日程報告

**教育長** 本日の議事日程は、さきにお配りさせていただいているとおりです。

**教育長** 日程第1は、会議の公開について、京田辺市教育委員会会議規則第17条第3号に規定する「個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害する

おそれのあること。」に該当すると思われますので、会議を公開しないこととしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

**教育長** 異議なしとのことでございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、会議を非公開といたします。

(出入口施錠)

### 3 日程第1、議案第44号、京田辺市いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について

[非公開]

(議案第44号 原案のとおり可決)

(出入口解錠)

### 4 日程第2、議案第45号、京田辺市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について

**教育長** 日程第2、議案第45号、京田辺市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正についてを議題とします。

本件について説明願います。

**教育総務室担当課長** 議案第45号、京田辺市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正についてご説明いたします。

本件は、国の人事院規則の一部改正に準じ、会計年度任用職員が取得できる有給の特別休暇について、所要の改正を行うものです。

新旧対照表によりご説明いたします。

現行の会計年度任用職員の有給の特別休暇の種類は、別表3に列記のとおりです。今回、第12号から第16号までの5種類を新たに増やします。

新たに設ける各号の内容を説明します。

第12号は、不妊治療のための休暇の新設です。不妊治療に係る通院等の場合年5日、体外受精及び顕微授精に係るものは10日、有給の特別休暇が取得できるようになります。

第13号、第14号は、女性職員の産前産後休暇についてで、無給から有給に変わります。

第15号と第16号は、男性職員の配偶者の出産、育児参加のための休暇の新設です。配偶者の出産の場合、妻の産前産後に子の養育をする場合、それぞれ、5日の特別休暇が取得できるようになります。

この改正に伴い、無給の特別休暇を規定する別表4を整理します。

以上、ご審議の方をお願いいたします。

**教育長** これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

**藤原委員** この規則の施行日はいつからですか。

**教育総務室担当課長** 令和4年1月1日から施行いたしたく考えております。

**教育長** ほか、よろしいですか。

（「なし」と言う者あり）

**教育長** 質疑なしと認めます。

日程第2、議案第45号、京田辺市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**教育長** 異議なしと認め、本件は原案のとおり決しました。

## 5 日程第3、議案第46号、京田辺市立小学校及び中学校ハラスメントの防止に関する要綱の一部改正について

**教育長** 日程第3、議案第46号、京田辺市立小学校及び中学校ハラスメントの防止に関する要綱の一部改正についてを議題とします。

本件について説明願います。

**学校教育課長** 議案第46号、京田辺市立小学校及び中学校ハラスメントの防止に関する要綱の一部改正についてご説明申し上げます。

先にご審議をいただきました議案第45号に添付されている「人事院規則15-14の一部改正について」をご覧下さい。

その通知の記のIII、ハラスメント関係のところについて、人事院規則10-15が改正され、ハラスメントの対象に不妊治療を受けることに関する言動により職員の勤務環境が害されることを追加し、ハラスメントの対象となる制度や措置に不妊治療のための休暇、配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇を追加をする改正が行われていることに留意して、適切に対応することとなっており、この改正は、その趣旨を踏まえ行うものです。

以上、よろしく、ご審議をお願いします。

**教育長** これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**教育長** 質疑なしと認めます。

日程第3、議案第46号、京田辺市立小学校及び中学校ハラスメントの防止に関する要綱の一部改正について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**教育長** 異議なしと認め、本件は原案のとおり決しました。

本日予定しておりました議事日程は以上でございます。

その他、報告事項等ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

**教育長** なしと認めます。

令和3年第5回京田辺市教育委員会臨時会を閉会いたします。